

議案第 94 号

八幡浜市若草介護予防センター設置条例及び八幡浜市若草交流センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市若草介護予防センター設置条例及び八幡浜市若草交流センター設置及び管理条例を廃止する条例

八幡浜市若草介護予防センター設置条例（平成 17 年条例第 140 号）及び八幡浜市若草交流センター設置及び管理条例（平成 17 年条例第 141 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（八幡浜市若草介護予防センター設置条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の八幡浜市若草介護予防センター設置条例第 3 条第 2 号に掲げるサービスの提供を受けた者に係る同条例第 5 条に規定する利用者負担については、なお従前の例による。  
（八幡浜市若草交流センター設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の八幡浜市若草交流センター設置及び管理条例第 6 条の規定により利用の許可を受けた者に係る同条例第 9 条に規定する利用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市若草介護予防センター及び八幡浜市若草交流センターを廃止するため。

